

## 整骨院や美容院等における 「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」について

近年、「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」を改善事業として、鍼灸整骨院における低周波治療器や EMS 機器、脱毛機器、美容院における施術機器や水素発生器等を導入予定機器とする交付申請が多く寄せられていますが、その大半において、以下記載の 3 ①ないし③について客観的かつ合理的な資料による説明がなされないことから、導入予定機器が「労働能率の増進に資する設備・機器等」に該当すると判断することができず、取下げもしくは不交付決定になっております。

つきましては、以下の事項をご確認の上、ご申請いただきますようお願いいたします。

### 1 改善事業「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」について

「労働能率の増進に資する」とは、「A という効果を得るため、現在は B という方法を用いることで労働者が直接作業する時間に○分要しているところ、同じ A という効果を得るため、導入予定機器 C を用いて作業することで労働者が直接作業する時間が△分に短縮できる(当該効果を「労働能率増進効果」と呼びます。)」ということを意味します。

代表的な例として、「飲食店における自動食洗器の導入」の場合は、「食器を洗浄するため、現在は労働者が直接手洗いしており 1 日 2 時間程度要しているが、「自動食洗器を用いて作業することで労働者が直接作業する作業は食器の余洗いと自動食洗器への出し入れの 1 日 3 0 分程度に短縮できる」ということになります。

機器が稼働している時間ではなく、あくまで、労働者が直接作業する時間を比較することが必要となり、交付申請においては、事業場の現在の実情に応じて、導入予定機器にこのような労働能率増進効果があることを具体的に説明していただくこととなります。

### 2 鍼灸整骨院や美容院等における導入予定機器の特徴について

さきほどの自動食洗器のように、その使用目的及び使用することで得られる効果とその効果の程度が広く一般に認知されている機器の多くは、申請者による主観的な申立てと機器のカatalog さえあれば労働能率増進効果があると判断できますが、鍼灸整骨院や美容院等における導入予定機器は、新技術による機能が搭載された専門的な機器であることが多く、一般的な catalog のみではその記載内容も曖昧かつ抽象的であることから、事業場の現在の作業方法と比較して労働能率増進効果があると判断することが非常に困難であり、より客観的かつ合理的

な説明が必要となります。

### 3 労働能率増進効果を判断するために必要な資料について

このような事情により、鍼灸整骨院や美容院等における一部の導入予定機器については、働き方改革推進支援助成金支給要領第3の(1)⑤に基づき、以下の事項①ないし③にかかる資料のご提出をお願いしております。

これらの資料が提出され、当局が「労働能率の増進に資する設備・機器等の導入」に該当すると判断できた場合に限り交付決定できるものであることについてご了承ください。

- ①現在行っている施術(②の導入予定機器を用いた施術に対応する部分)によって得られる効果、④施術の内容、⑤施術に要する時間、を明らかにするもの(④施術の内容、⑤施術に要する時間、については、内訳として実際に労働者の作業を要する事項を明らかにするものであること)
  - ②導入予定機器を用いた施術によって得られる効果、④施術の内容、⑤施術の時間、を明らかにするもの(①と同じ)
  - ③導入予定機器を用いた施術によって得られる効果の程度が現在行っている施術によって得られる効果の程度と同等以上であることを明らかにするもの
- ※①ないし③については、可能な限り客観的かつ合理的な資料を用いて説明してください。
- ※③については特に、主観的な申立てだけでは労働能率増進効果があると判断することはできませんので、客観的かつ合理的な資料を用いて説明してください。

機器メーカーが作成した一般に公開されている資料(カタログや取扱説明書、仕様書、ホームページ)や、導入予定機器メーカー以外の第三者機関が導入予定機器を用いて行った実証実験にかかる記録が客観的かつ合理的な資料の例として挙げられますが、一般的には前者よりも後者のほうがより客観性及び合理性が高いものと判断されます。

なお、いずれも事業場の現在行っている施術と導入予定機器を用いた施術を比較したものであることが必要です。

問い合わせ先

広島労働局 雇用環境・均等室

働き方改革推進支援助成金担当

電話 082-221-9247